

あなた と 都税

10月号

2016
(平成28年)
第562号

今月の特集は

軽油引取税 & TOKYO



10月は不正軽油防止強化月間です!

不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油110番へご連絡ください。

不正軽油防止への取組 東京都では、不正軽油防止に向けた様々なPR活動を展開しています。写真は平成27年度に実施した車体広告(ラッピングバス)。

不正軽油110番

0120-231-793 (24時間受付・フリーダイヤル)

FAX 03-5388-1309

Eメール S0000106@section.metro.tokyo.jp

主税局 不正軽油

検索



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

お問い合わせ先：主税局課税部課税指導課 ☎03-5388-2958

教えて!

タク
ちゃん

特集

不正軽油ってなんだろう？

10月は不正軽油防止強化月間です。

今回は、軽油引取税と不正軽油を防ぐための取組について、ご紹介します。

ケース1

軽油引取税ってどんな税金？

ノンちゃん



昨日、ガソリンスタンドで給油したときのレシートを見たら、軽油引取税って書いてあったけど、なにかしら？

タクちゃん



軽油引取税は、主にディーゼル車の燃料に使用する軽油の購入者に課税される税金(地方税)だよ。同じようにガソリンには、揮発油税(国税)が課税されているんだ。

ノンちゃん



税金をガソリンスタンドに払っているってこと？

タクちゃん



東京都に指定された軽油の販売店が、軽油代金と一緒に僕たちが払った税金を預かって、1か月分をまとめて都税事務所に納めているんだよ。

ケース2

不正軽油ってなに？

ノンちゃん

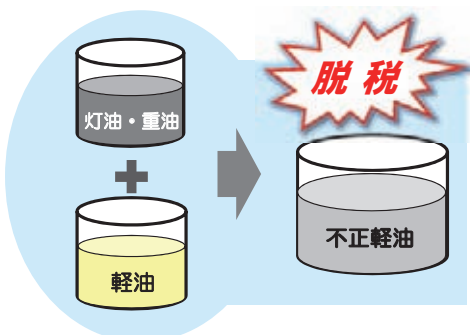


そういえば、ガソリンスタンドに貼ってあったポスター(右ページ左上記事参照)に「不正軽油」って書いてあったけど、なにかしら？

タクちゃん



「不正軽油」というのは、灯油や重油などを、軽油に不正に混ぜ、「軽油」として販売、使用されているものなんだ。軽油引取税の納付を不正に免れている脱税行為なんだよ。



ケース3

不正軽油はどういう影響があるの？

ノンちゃん



不正軽油は脱税行為になるということだけど、それ以外に影響はあるの？

タクちゃん



環境汚染の原因にもなるんだよ。不正軽油を自動車の燃料として使用すると、排ガス中の粒子状物質や窒素酸化物を増加させるんだ。他にも、公平な市場競争の妨げにもなるんだよ。

ケース4

不正軽油防止のために どんな取組をしているの？

ノンちゃん



不正軽油を防止するために、東京都ではどういう取組をしているのかしら？

タクちゃん



都内の幹線道路や工事現場のほか、高速道路のパーキングエリアなどで、ディーゼル車の燃料抜取調査をしているよ。

ノンちゃん



ポスターに書いてあった「不正軽油110番」というのも不正軽油を防止するためのものなのかしら？

タクちゃん



そのとおり！不正軽油に関する情報を集めるためのフリーダイヤルだよ。不正軽油の製造・販売・使用に関する情報があったら、「不正軽油110番」に連絡してね。



不正軽油防止強化月間の取組

東京都では、毎年10月を「不正軽油防止強化月間」として、東京都不正軽油撲滅推進協議会※と連携し、不正軽油の流通抑止や情報を受け付けるための「不正軽油110番」を周知するため、各種PRを実施しています。

<今年度の主なPR>

- ラジオCM：不正軽油防止を呼び掛けるスポットCMをAM3局で放送
- バス車体広告：民営バス会社においてバス車体広告を実施
- 歩道橋横断幕：都内の主要幹線道路にある歩道橋に横断幕を設置
- ポスター：PRポスターを作成し、都内の路線バスの車内等に掲出

【平成28年度
不正軽油防止啓発
ポスター】



さらに、全国47都道府県が連携して、幹線道路で燃料の抜取調査を実施します。

※「東京都不正軽油撲滅推進協議会」は、東京都と軽油の販売・消費を行う民間4団体（東京都石油商業組合、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人東京都トラック協会、一般社団法人東京バス協会）で構成され、不正軽油防止に関する広報・啓発活動、不正軽油に関する情報・意見交換を行っています。

軽油引取税の所管事務所

所管区域	所管都税事務所
千代田区、中央区、文京区、 台東区、荒川区、 都外に本店を有する場合	中央都税事務所
港区、品川区、目黒区、大田区、 渋谷区	港都税事務所
新宿区、世田谷区、中野区、杉並区、 豊島区、北区、板橋区、練馬区	新宿都税事務所
墨田区、江東区、足立区、 葛飾区、江戸川区	江東都税事務所
多摩の市町村全域	立川都税事務所
島しょ	各支庁

情報をお寄せください!

不正軽油に関する次のような情報がありましたら、下記までご連絡ください。

不正軽油の 製造	「不審な施設に頻繁にタンクローリーが入りしている。」
不正軽油の 販売	「あやしい業者からFAXや飛び込みで格安の軽油の売込みがあった。」
不正軽油の 使用	「灯油や重油をトラックなど自動車の燃料として使用している。」

不正軽油110番
☎0120-231-793

平成28年度 東京都功労者表彰（税務功労）受賞者について

納税協力団体の組織活動を通じて税務行政に貢献された方々に知事から授与されます。

受賞者の方(氏名 50音順、敬称略)をご紹介します。受賞者のみなさま、おめでとうございます!!

- ・(公社)四谷法人会会長 青柳 晴久
- ・玉川納税貯蓄組合連合会会長 秋山 としこ
- ・元 麹町納税貯蓄組合連合会会長 岩田 啓佑
- ・(一社)江戸川北青色申告会会長 大村 耕一
- ・江東東納税貯蓄組合連合会会長 大山 秀治
- ・(一社)玉川青色申告会会長 小俣 道雄
- ・練馬西納税貯蓄組合連合会会長 加藤 和雄
- ・(一社)大森青色申告会会長 九頭見 義雄
- ・(一社)立川青色申告会会長 工藤 昭二
- ・(公社)荻窪法人会会長 小竹 良夫
- ・雪谷納税貯蓄組合連合会会長 近藤 忠夫

- ・(公社)大森法人会会長 齊藤 政二
- ・板橋納税貯蓄組合連合会会長 佐藤 美知雄
- ・元 足立青色申告会会長 鈴木 久雄
- ・元 (公社)目黒法人会会長 相馬 熊郎
- ・(公社)八王子法人会会長 多田 充伸
- ・北区納税貯蓄組合連合会副会長 三上 智恵子
- ・(一社)西新井青色申告会会長 矢ノ倉 利明
- ・八王子納税貯蓄組合連合会会長 山田 功
- ・日本橋納税貯蓄組合連合会副会長 吉川 せつ子
- ・(一社)武蔵府中法人会会長 吉沢 則夫



わたしと都税



パラリンピアン
(バイアスロン・
クロスカントリースキー)
太田 渉子さん

山形県出身。小学校1年生からスキーを始め、パラリンピックではトリノで銅メダル(バイアスロン)、バンクーバーで銀メダル(クロスカントリースキー)を獲得。ソチでは日本選手団旗手も務めた。

必要な人に支援が行き渡る社会へ

私はフィンランドへの留学経験があり、そのときに消費税率がかなり高いと感じました。一方で、学費はテキスト代以外全て税金でまかなわれており、生徒の学習意欲も旺盛でした。税金が高くて、福祉や教育などの分野で必要な人に還元されるのであれば、税はとても大切なものだと思います。具体的には税がどのような使われ方をしているのかをもっと知りたいと思います。

バイアスロンやクロスカントリースキーは、一見すると個人競技と思われがちですが、実はチームスポーツです。コーチやトレーニングスタッフはもちろん、スキー板

にワックスをかけてくれるワックスマンなど、周りで支えてくれる人がたくさんいます。そういった人たちが働きやすいような環境づくりの面で、行政のサポートがあるとありがたいです。

バイアスロンはスキーと射撃を組み合わせた競技で、スポーツの「動と静」を味わえるのが醍醐味です。テレビでは見た目の順位がわかりにくいところがありますので、解説やテロップを参考にするほか、射撃の際に考慮する自然条件などを一緒に考えながら見ていただくと、より一層楽しめると思います。

★ ご案内

世田谷都税事務所の移転

10月11日(火)から世田谷都税事務所が新庁舎に移転します。

移転前(仮庁舎) 10月7日(金)まで
〒158-8622 世田谷区玉川 1-20-21 ☎03-3708-7020

移転後(新庁舎)

〒154-8577 世田谷区若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 5階・6階
☎03-3413-7111

お問合せの際は、お間違えのないよう、ご注意ください。



📢 お知らせ

自動車税の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月

28日(水)に「自動車税減免の更新手続について」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日(月)までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

☎ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066

10月は個人住民税「普通徴収」の第3期分の納期です

納期内納税にご協力お願いいたします。

☎ 各区市町村の窓口

個人住民税 PRキャラクター
ぜいきりん



平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

個人住民税の納付は、事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただく特別徴収が原則となっています。

東京都と都内全62区市町村はオ

ール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施しますので、事業主の方は、ご理解・ご協力を願います。

☎ 主税局徴収部個人都民税対策課
☎ 03-5388-3046

🖨️ 公売情報

インターネット公売(不動産、動産・自動車)を実施します！

公売参加申込期間：9月28日(水)

13時～10月14日(金) 23時

入札期間：

不動産 10月21日(金) 13時～

10月28日(金) 13時

せり売り期間：

動産・自動車 10月21日(金)

13時～10月23日(日) 23時

動産・自動車については、下見会を実施予定です。

詳細は、主税局HPをご覧ください。

☎ 主税局徴収部機動整理課公売班

☎ 03-5388-2986

●編集後記

今月号では軽油引取税を特集しましたが、皆様の耳にはあまり馴染みのない税金かもしれません。こうした広報紙に取り上げることで、皆様に税金についてわかりやすく伝えることができれば幸いです。(1)